

土壌の基準超過が報告されました。

最終更新日 令和2年12月16日 | ページID 027939

印刷

本日、岡崎市総合検査センターから、岡崎市生活環境保全条例（以下「市条例」という。）第18条に基づき、記載の土地の土壌を調査した結果について報告がありました。

調査の結果、鉛及びその化合物が、市条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

この調査は、対象地である同センター内の工事を機に行われたものです。

概要は、以下のとおりです。

- 1 調査対象地
- 岡崎市美合町字五本松68番地1の一部
岡崎市美合町字穴田4番地の一部
- 2 報告内容
- 土壌の調査の結果、市条例に規定する基準の超過が判明した。
- (1) 調査の実施期間
- 令和2年10月13日～同年12月10日
- (2) 調査項目
- 事業所で使用履歴のある特定有害物質27項目
- (3) 土壌調査結果
- 鉛及びその化合物について、次のとおり市条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果	土壌溶出量基準	超過区画数／調査区画数
鉛及び その化合物	0.028mg/l (2.8倍)	0.01mg/l以下	1/10

注1（ ）内は、土壌溶出量基準に対する倍率

注2 区画とは調査対象地を10メートル格子で分割したもの

- 3 今後の措置について
- 現在、汚染があった土地はアスファルトで被覆されており、汚染土壌が飛散・流出することはありません。汚染が発覚した区画については、随時モニタリング調査を行うなど適切に管理していきます。
- 4 市環境保全課の対応
- 周辺地下水の汚染状況の調査を行うとともに、飲用井戸の有無を確認し、飲用井戸があった場合は、その所有者に対して飲用しないよう指導を行っていきます。
- 5 連絡先
- 岡崎市総合検査センター
電話番号 0564-57-0530

関連資料

- 添付資料1(PDF形式 131キロバイト)

PDFファイルの閲覧には、[Adobe Reader](#)(新しいウインドウが開き、岡崎市のサイトを離れます)が必要です。

お問い合わせ先

担当部署: 環境部環境保全課

電話番号: 0564-23-6194

ホーム > 報道発表資料 > 土壌の基準超過が報告されました。

